保安規定第3条　ヒアリング コメントリスト

ヒアリング日	品管規則／解釈該当条文	該当項目	コメント内容	該当社	対応			回答日
					関西	東京	中部	
2/28	解釈 第4条10	4.1(6)	品質管理基準規則解釈第4条第10項に示される8項目と、東京電力HDの評価に用いている10項目との関係を説明すること。	東京	対象外 （申請書において8項目記載しているため）	以下により，8項目は記載しない。 ・安全文化の評価のプロセスは，10Traits（8項目との連携あり）を軸に展開することを計画している。 ・8項目を記載することによるダブルスタンダードを避ける。 ・解釈のうち説明部分については保安規定に記載しないこととしている。 具体的な内容は3/6資料⑤で説明する。	対象外 （申請書において8項目記載しているため）	
2/28	規則 第46条第1項 第一号	８．２．２　内部監査（１）a）	「品管規則の規定に基づく」と記載している社は、「品質マネジメントシステム計画に基づく」とすること。	各社	左記のとおり、８．２．２（１）３）の条文を修正する。	対象外 （申請書において左記の通り記載済み）	対象外 （申請書において左記の通り記載済み）	
2/28	---	５．４．１　品質目標　他	品管規則で定義している「部門」とは、原子力施設の保安規定に規定する組織の最小単位であるが、この「部門」を「原子力部門」のように大きな組織で記載している箇所があることから、見直すこと。	関西	以下のとおり、記載を見直す。 ５．４．１（１）：「原子力部門」→「部門」 ５．５．１：「原子力部門」→「部門」 ５．６．２　k）：「原子力部門」→「部門」 ８．１（１）：「原子力部門」→「部門」	対象外 （「原子力部門」との表現を使用していないため）	対象外 （「原子力部門」との表現を使用していないため）	
2/28	解釈第7条3	４．２．３　文書の管理（２）b）	品管規則解釈第７条３号には、「第１号と同様に」と規定していることから、当該事項を含むことを明記すること。	関西	４．２．３（２）b）において、以下のとおり反映する。 （(1)と同様に改訂の妥当性を審査し、承認することをいう。）	対象外 （解釈の解説部分については保安規定に記載していないため）	対象外 （解釈の解説部分については保安規定に記載していないため）	
2/28	---	図３－１　品質マネジメントシステム体系図	図３－１　品質マネジメントシステム体系図 今回、品管規則の追加21項目で要求している「CAPシステム」が見えるようにすること、そのため、8.5.2と8.5.3は分けた方が良い。	関西	図３－１において、8.5.2と8.5.3を分けるよう、図を見直す。	申請書のとおりとする （QMSのプロセス間の相互関係全体像を表しているため。CAPについては社内マニュアルで明確にする。）	申請書のとおりとする （QMSのプロセス間の相互関係全体像を表しているため。CAPについては社内規程（一次文書や二次文書）で明確にする。）	